

## 議案第10号

### 杉並区立コミュニティふらっと条例

上記の議案を提出する。

令和2年2月12日

提出者 杉並区長 田 中 良

### 杉並区立コミュニティふらっと条例

(設置)

第1条 子どもから高齢者までの全ての世代の交流及び活動の場を提供し、並びに多世代の交流に関する事業を実施することにより、身近な地域におけるコミュニティの形成に資するため、杉並区立コミュニティふらっと（以下「コミュニティふらっと」という。）を別表第1のとおり設置する。

(事業)

第2条 コミュニティふらっとは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コミュニティふらっとの使用に関すること。
- (2) 多世代の交流に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事業

(休館日及び開館時間)

第3条 コミュニティふらっとの休館日及び開館時間は、規則で定める。

(使用の手続等)

第4条 コミュニティふらっとの施設及び備付器具（以下「施設等」という。）を使用しようとする者は、規則で定めるところにより区長に申請し、その承認を受けなければならない。

- 2 区長は、前項の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。
- 3 区長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第1項の承認をしないことができる。
  - (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 第1条の目的を達成するについて、不相当と認めたとき。
  - (3) 施設等を毀損するおそれがあるとき。

(4) その他管理上支障があるとき。

(使用料等)

第5条 コミュニティふらっと（別表第3に規定する施設を設置するコミュニティふらっとを除く。以下この条において同じ。）の施設及びその使用料は、別表第2のとおりとする。

2 コミュニティふらっとの備付器具及びその使用料は、規則で定める。

3 使用料は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。

(使用料の減免)

第6条 区長は、特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第7条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、区長は、特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用権の譲渡の禁止)

第8条 第4条第1項の承認を受けた者は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の承認の取消し等)

第9条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、コミュニティふらっとの施設等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更することができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 使用の目的又は区長の指示に違反したとき。

(3) 災害その他の事故によりコミュニティふらっとの施設等の使用ができなくなったとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、区長が特に必要と認めたとき。

(特別の設備等)

第10条 コミュニティふらっとを使用する者（以下「使用者」という。）は、特別の設備をし、又は備付器具以外の器具等を使用しようとするときは、区長の承

認を受けなければならない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、その使用が終わったとき又は第9条の規定により使用の承認を取り消されたとき若しくは使用を停止されたときは、直ちに使用部分を原状に復さなければならない。

2 前項の義務を履行しない者があるときは、区長はそれに要する費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償の義務)

第12条 使用者は、コミュニティふらっとの施設、備付器具等に損害を与えた場合は、区長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない事由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(指定管理者による管理)

第13条 区長は、コミュニティふらっとの設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、法人その他の団体であつて区長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、コミュニティふらっとの管理の業務のうち次に掲げるもの（以下「管理の業務」という。）を行わせることができる。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関する業務

(2) 第4条第1項の規定により、コミュニティふらっとの施設等の使用を承認すること又は同条第3項の規定により、同項各号のいずれかに該当すると認められたときに、使用を承認しないこと。

(3) 第9条の規定により、同条第1号若しくは第3号に該当するとき、使用者が使用の目的若しくは指定管理者の指示に違反したとき、又は指定管理者が特に必要と認められたときに、コミュニティふらっとの施設等の使用の承認を取り消し、使用を停止し、又は使用条件を変更すること。

(4) コミュニティふらっとの施設、備付器具等の維持管理（大規模の修繕を除く。）に関する業務

(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務

(管理の業務を行うことができない法人等)

第14条 区議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人（以下この条において「無限責任社員等」という。）となっている法人その他の団体は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

2 区長又は副区長が無限責任社員等となっている法人その他の団体（区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除く。次項において同じ。）は、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

3 杉並区教育委員会の教育長若しくは委員、杉並区選挙管理委員会の委員、杉並区監査委員又は杉並区農業委員会の委員（以下この項において「委員等」という。）が無限責任社員等となっている法人その他の団体は、委員等のそれぞれの職務に関し、指定管理者として管理の業務を行うことができない。

（指定管理者の指定）

第15条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、規則で定める方法によるものとする。

2 指定管理者としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、区長に申請しなければならない。

3 区長は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを区議会の議決を経て指定管理者に指定するものとする。

（1） 管理の業務について相当の知識を有し、かつ、当該業務を安定して行う能力を有すること。

（2） 関係法令及び条例の規定を遵守し、適正かつ効率的な管理運営ができること。

（3） コミュニティふらっとの効用を最大限に発揮するとともに、子どもから高齢者までの全ての世代の交流及び活動の場を提供し、並びに多世代の交流に関する事業を実施することができること。

（4） 前3号に掲げるもののほか、区長が別に定める基準

（指定管理者の指定の取消し等）

第16条 区長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第3

項の規定による指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 管理の業務又は経理の状況に関する区長の指示に従わないとき。
- (2) 前条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認めるとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるとき。

2 前項の規定により指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部（利用料金の収受を含む場合に限る。）の停止を命じた場合等で、区長が臨時にコミュニティふらっとの管理運営を行うときに限り、新たに指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、区長は、別表第3及び第20条第3項の規定により規則で定める額の範囲内において、区長が定める使用料を徴収する。

3 前項の場合における第5条の規定の適用については、同条第1項中「を除く」とあるのは「に限る」と、「別表第2」とあるのは「同表」とする。

(指定管理者の告示)

第17条 区長は、指定管理者を指定し、若しくは指定を取り消したとき、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遅滞なくその旨を告示するものとする。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後（年度の途中において指定を取り消されたときは、その取り消された日以後）、規則で定めるところにより、管理の業務に関し事業報告書を作成し、区長に提出しなければならない。

(協定の締結)

第19条 区長は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 管理の業務の実施及びその報告に関する事項
- (2) 個人情報の取扱いその他のコミュニティふらっとの管理の基準に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、コミュニティふらっとの管理に関し必要な事

## 項

### (利用料金等)

第20条 コミュニティふらっと（別表第3に規定する施設を設置するコミュニティふらっとに限る。以下この条において同じ。）の施設等に係る使用の承認を受けた者は、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

- 2 コミュニティふらっとの施設の利用料金は、別表第3のとおりとする。
- 3 コミュニティふらっとの備付器具及びその利用料金は、規則で定める。
- 4 利用料金は、使用するときまでに納付しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、規則で定めるところによる。
- 5 利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 6 第6条及び第7条の規定は、指定管理者がコミュニティふらっとの施設等の使用を承認し、利用料金を収受する場合について準用する。この場合において、第6条及び第7条中「区長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

### (委任)

第21条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

- 1 この条例は、令和3年1月5日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 次項、附則第3項及び第6項の規定 公布の日
  - (2) 第13条から第20条まで、附則第4項、別表第1（杉並区立コミュニティふらっと永福に係る部分に限る。）及び別表第3の規定 令和3年4月1日
- 2 第4条及び第10条の規定による承認（杉並区立コミュニティふらっと永福に係るものを除く。）及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても、第4条から第10条までの規定の例により行うことができる。
- 3 第4条及び第10条の規定による承認（杉並区立コミュニティふらっと永福に係るものに限る。）並びに第15条の規定による指定管理者の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前においても、第4条から第10条まで、第15条から第17条まで及び第19条

の規定の例により行うことができる。

- 4 附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日前に、前項の規定により第4条の規定の例により区長に対して行われた杉並区立コミュニティふらっと永福の使用の申請その他の行為又は区長が行った杉並区立コミュニティふらっと永福の使用の承認その他の行為は、それぞれ指定管理者に対して行われたもの又は指定管理者が行ったものとみなす。

- 5 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第1区民集会所の部杉並区立馬橋区民集会所の項及び付記5を削る。

別表第2（1）杉並区立馬橋区民集会所の部を削り、同表（1）備考を次のように改める。

備考 杉並区立西荻南区民集会所併設西荻南児童館におけるコミュニティの形成に資するため、遊戯室を使用する場合の使用料の額は、遊戯室（集会使用）にあつては、午前3、500円、午後2、300円、夜間2、300円、延長使用料800円とする。
--

- 6 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例（令和元年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例別表第2の改正規定を次のように改める。

別表第2（1）杉並区立西荻地域区民センターの部、杉並区立西荻南区民集会所の部、備考及び付記3を削り、同表（2）杉並区立西荻地域区民センターの部及び備考を削り、同表（2）付記を次のように改める。

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる使用料を徴収する。

- 7 杉並区立高齢者活動支援センター及びゆうゆう館条例（昭和57年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表第1ゆうゆう館の部杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の項及び杉並区立ゆうゆう馬橋館の項を削り、同表付記を次のように改める。

付記 杉並区立高齢者活動支援センターは、杉並区立高井戸地域区民センター

及び杉並区高井戸温水プールとの複合的施設として設置する。

8 杉並区行政財産使用料条例（昭和50年杉並区条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表第2（8）杉並区立ゆうゆう阿佐谷館の項を削る。

別表第1（第1条関係）

名称	位置
杉並区立コミュニティふらっと阿佐谷	杉並区阿佐谷北二丁目18番17号
杉並区立コミュニティふらっと東原	杉並区下井草一丁目23番23号
杉並区立コミュニティふらっと馬橋	杉並区高円寺南三丁目29番5号
杉並区立コミュニティふらっと永福	杉並区永福三丁目51番17号

付記 杉並区立コミュニティふらっと永福は、杉並区立永福図書館との複合的施設として設置する。

別表第2（第5条関係）

名称	区分	使用料			
		午前 (午前9時から 正午まで)	午後 (午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで)	夜間 (午後7時から 午後9時まで)	延長使用料
杉並区立コミュニティふらっと阿佐谷	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第3集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第4集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第5集会室（キッチンを使用する場合）	1,200円	800円	800円	300円
	第5集会室（キッチンを使用しない場合）	1,000円	700円	700円	200円
	和室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
杉並区立コミュニティふらっと東原	第1集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第2集会室（キッチンを使用する場合）	1,600円	1,000円	1,000円	400円

	第2集会室（キッチンを使用しない場合）	1,400円	900円	900円	300円
	第3集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第4集会室	1,000円	700円	700円	200円
	多目的室	3,500円	2,300円	2,300円	800円
杉並区立コミュニティふらっと馬橋	第1集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第2集会室	1,000円	700円	700円	200円
	第3集会室（キッチンを使用する場合）	1,400円	900円	900円	300円
	第3集会室（キッチンを使用しない場合）	1,000円	700円	700円	200円
	多目的室	3,200円	2,100円	2,100円	800円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の使用料は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長使用料を徴収する。

### 別表第3（第5条、第16条、第20条関係）

#### （1）集会室等

名称	区分	利用料金			
		午前 （午前9時から 正午まで）	午後 （午後1時から 午後3時まで又 は午後4時から 午後6時まで）	夜間 （午後7時から 午後9時まで）	延長利用料金
杉並区立コミュニティふらっと永福	第1集会室	800円	500円	500円	200円
	第2集会室	800円	500円	500円	200円
	第3集会室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	第4集会室	1,200円	800円	800円	300円
	多目的室	3,500円	2,300円	2,300円	800円

付記 使用時間を延長して午前、午後（午後1時から午後3時まで）、午後（午後4時から午後6時まで）及び夜間の中間時間を使用する場合は、管理上支障がない限り使用を承認し、この場合の利用料金は、延長時間1時間（1時間に満たない時間は、これを1時間とする。）につき、表に掲げる延長利用料金を徴収する。

#### （2）楽器練習室

--	--	--	--	--

名称	区分	利用料金（1時間当たり）
		午前9時から午後9時まで
杉並区立コミュニティふら っと永福	楽器練習室	300円

付記 1時間に満たない時間は、これを1時間として表に掲げる利用料金を徴収する。

（提案理由）

コミュニティふらっと阿佐谷等の設置に伴い、それらの名称及び位置等を定める等の必要がある。

## 杉並区立コミュニティふらっと条例新旧対照表（抄）

附則第6項による改正（杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例及び杉並区立勤労福祉会館条例の一部を改正する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>第1条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>別表第2（1）杉並区立西荻地域区民センターの部、杉並区立西荻南区民集会所の部、備考及び付記3を削り、同表（2）杉並区立西荻地域区民センターの部及び備考を削り、同表（2）付記を次のように改める。</u></p>	<p>第1条 杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。</p> <p><u>別表第2（1）杉並区立西荻地域区民センターの部及び杉並区立西荻南区民集会所の部を削り、同表（1）備考を次のように改める。</u></p> <p><u>別表第2（1）付記3を削り、同表（2）杉並区立西荻地域区民センターの部及び備考を削り、同表（2）付記を次のように改める。</u></p>
略	略